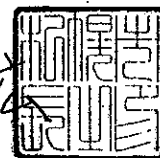


札幌市若者支援施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 11 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第 75 号

札幌市若者支援施設条例の一部を改正する条例

札幌市若者支援施設条例（平成 2 1 年条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 別表 1 若者支援施設（札幌市宮の沢若者活動センターを除く。）の表札幌市若者支援総合センターの項活動室 1 の目中

「

1, 200 円	1, 200 円	1, 200 円	1, 200 円	3, 800 円
2, 400 円	2, 400 円	2, 400 円	2, 400 円	7, 600 円

を

」

「

1, 500 円	1, 500 円	1, 500 円	1, 500 円	4, 800 円
3, 000 円	3, 000 円	3, 000 円	3, 000 円	9, 600 円

に

」

改め、同表札幌市アカシア若者活動センターの項活動室 1 の目中

「

900 円	900 円	900 円	900 円	2, 900 円
1, 800 円	1, 800 円	1, 800 円	1, 800 円	5, 800 円

を

」

「

1, 200 円	1, 200 円	1, 200 円	1, 200 円	3, 800 円
2, 400 円	2, 400 円	2, 400 円	2, 400 円	7, 600 円

に

」

改め、同項体育室の目中

「

1,500 円	2,100 円	4,800 円
3,000 円	4,200 円	9,600 円

を

」

「

1,600 円	2,400 円	5,100 円
3,200 円	4,800 円	10,200 円

に改め、同表札幌市ポプラ若

」

者活動センターの項及び札幌市豊平若者活動センターの項を次のように改める。

札幌市ポプラ若者活動センター	活動室 1	若者等	600 円	600 円	600 円	600 円	1,900 円
		一般	1,200 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円	3,800 円
	活動室 2	若者等	1,500 円	1,500 円	1,500 円	1,500 円	4,800 円
		一般	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	9,600 円
札幌市豊平若者活動センター	活動室 1	若者等	900 円	900 円	900 円	900 円	2,900 円
		一般	1,800 円	1,800 円	1,800 円	1,800 円	5,800 円
	活動室 2	若者等	600 円	600 円	600 円	600 円	1,900 円
		一般	1,200 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円	3,800 円
	活動室 3	若者等	600 円	600 円	600 円	600 円	1,900 円
		一般	1,200 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円	3,800 円
	音楽室	若者等	300 円	300 円	300 円	300 円	1,000 円
		一般	600 円	600 円	600 円	600 円	2,000 円
	体育室	若者等	1,800 円	1,800 円	2,300 円	3,300 円	7,400 円
		一般	3,600 円	3,600 円	4,600 円	6,600 円	14,800 円

(2) 別表 2 札幌市宮の沢若者活動センターの表中備考以外の部分を次のよう

に改める。

2 札幌市宮の沢若者活動センター

種別	区分	使用時間			
		午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで
活動室 A	若者等	900 円	1,200 円	1,200 円	3,100 円
	一般	1,800 円	2,400 円	2,400 円	6,200 円
活動室 B	若者等	900 円	1,200 円	1,200 円	3,100 円
	一般	1,800 円	2,400 円	2,400 円	6,200 円
表現活動室	若者等	1,200 円	1,600 円	1,600 円	4,200 円
	一般	2,400 円	3,200 円	3,200 円	8,400 円
あそびの森	若者等	1,200 円	1,600 円	1,600 円	4,200 円
	一般	2,400 円	3,200 円	3,200 円	8,400 円
音楽スタジオ A	若者等	600 円	800 円	800 円	2,100 円
	一般	1,200 円	1,600 円	1,600 円	4,200 円
音楽スタジオ B	若者等	600 円	800 円	800 円	2,100 円
	一般	1,200 円	1,600 円	1,600 円	4,200 円
体育室	若者等	2,700 円	4,400 円	7,600 円	14,000 円
	一般	5,400 円	8,800 円	15,200 円	28,000 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の別表 1 若者支援施設（札幌市宮の沢若者活動センターを除く。）の表及び別表 2 札幌市宮の沢若者活動センターの表に規定する使用料の徴収は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の別表1 若者支援施設（札幌市宮の沢若者活動センターを除く。）の表及び別表2 札幌市宮の沢若者活動センターの表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。